

利用証交付基準

区 分				交付要件	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害			4 級以上	身体障害者手帳	無期限
	聴覚障害			3 級以上		
	平衡機能障害			5 級以上		
	肢体不自由	上肢		2 級以上		
		下肢		6 級以上		
		体幹		5 級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
	移動機能		6 級以上			
	心臓機能障害			4 級以上		
	じん臓機能障害			4 級以上		
	呼吸器機能障害			4 級以上		
	ぼうこう又は直腸の機能障害			4 級以上		
	小腸機能障害			4 級以上		
	免疫機能障害			4 級以上		
	肝臓機能障害			4 級以上		
知的障害者		療育手帳の障害の程度欄が「A」の者 （名古屋市にお住まいの方は愛護手帳が「1・2度」の者）		療育手帳 （名古屋市にお住まいの方は愛護手帳）		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1 級」の者		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者、指定難病登録者証を取得した者等		特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、指定難病登録者証等		
要介護者		要介護状態区分が「要介護1～5」の者		介護保険被保険者証		
妊産婦		母子健康手帳を取得した者		母子健康手帳及び身分証明書	手帳取得時から子が満2 歳（単胎児）又は満3 歳（多胎児）に達する日まで	
けが人		けが等により一時的に移動の配慮が必要な者		医師の診断書・意見書等※及び身分証明書	必要と認める期間（原則 1 年以内）	
その他		上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		車いすの常時使用等を必要とする者にあつては、その旨を証明する書類		

※申請に必要な書類として医師の診断書・意見書等を提出される際は、歩行が困難である状況及びその期間が判別できる内容であることを確認してください。